

## 裾野市建設工事修補等取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、裾野市建設工事検査規程（昭和 54 年裾野市訓令第 5 号）第 10 条の規定に基づき、完成検査、一部完成検査、出来形検査又は中間検査の結果において、出来形不足又は品質不良（以下「出来形不足等」という。）のため修補又は改造（以下「修補等」という。）の措置を命ずる場合の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 適用

この基準は、裾野市が発注した建設工事の検査について適用する。

### 3 修補等の措置

検査監は、検査の結果出来形不足等であると認めたとき、又は検査を命じた職員から出来形不足等の検査結果の通知を受けたときは、当該受注者に対し修補等命令書（様式第 1 号）により修補等の措置を命ずるものとする。ただし、現場の清掃若しくは後片付け、構造・機能上支障とならない軽微な傷若しくは塗装斑の修補又は微調整であつて、口頭によって措置を指示できるものにあつては、この限りでない。

### 4 修補等の工事の区分

修補等の工事の区分は、次のとおりとする。

- (1) A 修補 修補等の工事に要する直接工事の費用が 100 万円以上であるもの
- (2) B 修補 修補等の工事に要する直接工事の費用が 30 万円以上 100 万円未満であるもの
- (3) C 修補 修補等の工事に要する直接工事の費用が 30 万円未満であるもの
- (4) 指示事項 前項ただし書の規定に基づき、口頭により指示するもの

### 5 修補等完了に伴う手続き

- (1) 受注者は、前項に規定する修補等（指示事項を除く。）が完了したときは、裾野市建設工事執行規則（平成 8 年裾野市規則第 12 号）第 44 条の規定により修補等の完了写真及び資料を添えて監督員に届け出なければならない。ただし、C 修補であつて検査員が特に認めた軽微な修補等にあつては、修補等が完了した旨を監督員に報告することをもって、当該届出に代えることができる。
- (2) 受注者は、前項に規定する指示事項が完了したときは、その旨を監督員に報告するものとし、監督員は、その内容を確認の上、工事担当課長及び当該工事の検査を行った検査員に報告しなければならない。
- (3) 監督員は、第 1 号の規定による届出があつたときは、その旨を当該工事の検査を行った検査員に報告し、修補完了検査を受けなければならない。

- (4) 監督員は、第1号ただし書の規定による報告があったときは、これを確認の上、工事担当課長に報告するものとし、工事担当課長は、当該修補等の完了について修補確認書により当該工事の検査を行った検査員に報告しなければならない。この場合において、検査員は、当該修補確認書の審査をもって検査を省略することができる。
- (5) 検査員は、修補完了検査を行ったとき、又は前号の修補確認書の審査をもって修補完了検査を省略したときは、修補完了検査報告書により市長に報告するものとする。ただし、B修補及びC修補にあつては、検査監までの報告とすることができる。
- (6) 検査監は、修補完了検査報告書が決裁したときは、検査の結果を検査結果通知書により工事担当課長に通知するものとする。
- (7) 受注者への修補完了検査結果の通知は、前項の検査結果通知書により行うものとする。
- (8) 中間検査で出来形不足等により修補等を命ぜられた工事についての修補完了検査は、完成検査と併せて行うことができるものとする。

#### 附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月16日決裁）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。